

橋本市告示第 69 号

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示を、別紙のとおり定める。

令和 8 年 3 月 25 日

橋本市長 平木 哲朗

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱の一部を改正する告示

橋本市個別現地訪問支援補助金交付要綱(令和5年橋本市告示第54号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
<p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助対象経費及び補助金の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 補助対象経費 補助対象活動者が補助対象活動を行うために、補助対象活動者の住所地から補助対象活動を行おうとする場所(最初に到着する場所に限る。)までの移動に要する合理的かつ経済的な交通費(往路に係る鉄道賃、<u>バス賃</u>、航空賃及び高速道路利用料に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(事前相談)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、<u>滞在しようとする日の2週間前までに</u>、移住コンシェルジュに相談を行わなければならない。</p>	<p>(補助対象経費等)</p> <p>第5条 補助対象経費及び補助金の額は、次に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 補助対象経費 補助対象活動者が補助対象活動を行うために、補助対象活動者の住所地から補助対象活動を行おうとする場所(最初に到着する場所に限る。)までの移動に要する合理的かつ経済的な交通費(往路に係る鉄道賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)</p> <p>(2) 略</p> <p>2~4 略</p> <p>(事前相談)</p> <p>第6条 補助金の交付の申請をしようとする者は、<u>交付申請前に</u>、移住コンシェルジュに相談を行わなければならない。</p>

別表中「鉄道賃及び航空賃」を「鉄道賃、バス賃及び航空賃」に改める。
様式第2号を次のように改める。

活動実績報告書

1 申請者

ふりがな		性別	生年月日
申請者 氏名			年 月 日 (満 歳)
住所	(〒 —)		

2 同行者 (※同世帯に限る)

ふりがな		性別	生年月日	申請者 との続柄
同行者 氏名			年 月 日 (満 歳)	
その他 同行者	(申請者との続柄・人数を記載)			

3 活動実績 (訪問した相手方等について記載)

活動日	活動内容 (1)~(5)より選択	訪問先氏名、空き家住所等
<p>【初めて補助金の交付を受ける者】</p> <p>(1) まち案内及び移住相談を受ける活動</p> <p>【二回目の補助金の交付を受ける者又は当補助金の申請日の1年前から同申請日までの間にまち案内及び移住相談を受けたことがある者】</p> <p>(2) 過去に市内に移住した者を訪問</p> <p>(3) 地域の関係者を訪問</p> <p>(4) 仕事関係者(就職希望先)を訪問 ※すでに就職又は転職が決まっている者や採用試験やインターンシップに参加する者は除く</p> <p>(5) 住まい関係者(空き家所有者、不動産事業者等)を訪問又は空き家の現地確認</p>		

4 旅費実績

移動日	公共交通機関等名	出発地 (駅・空港・IC名)	到着地 (駅・空港・IC名)	申請者所要額 (円)	同行者所要額 (円)
補助対象経費 計				(A) 円	(B) 円

※補助対象活動を行うために、居住地から最初の補助対象活動地までの経済的かつ合理的な交通費(往路に係る鉄道賃、バス賃、航空賃及び高速道路利用料に限る。)を記載

※領収書がない区間についてもすべて記載し、所要額に(領収書なし)と記載

5 補助額

補助対象経費	100円未満切り捨て (上限2万円)	一人あたり 補助額	交付決定額	補助額(C+D)
(A) 円	→	(C) 円	(円以下)	円
(B) 円		(D) 円	→	

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。